

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	貝塚市 生活保護業務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

貝塚市は、生活保護事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

評価実施機関名

大阪府貝塚市長

公表日

令和5年9月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護事務
②事務の概要	生活保護法による保護の決定実施、就労自立給付金、進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務。医療扶助のオンライン資格確認のため特定個人情報の連携、資格履歴情報の管理・本人確認事務・機関別符号の取得。
③システムの名称	生活保護システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法)第9条第1項 別表第一の15の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号及び別表第二の26の項 ・番号法第19条第5号 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 2. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号、第9号、第14条第2号並びに別表第二の9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条及び第55条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部生活福祉課
②所属長の役職名	生活福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	貝塚市健康福祉部生活福祉課 大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号 072-433-7031
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	貝塚市健康福祉部生活福祉課 大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号 072-433-7031

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの。
令和5年5月1日	I-1-②事務の概要	生活保護法による保護の決定実施、就労自立給付金、進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務。	生活保護法による保護の決定実施、就労自立給付金、進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務。医療扶助のオンライン資格確認のため特定個人情報連携、資格履歴情報の管理・本人確認事務・機関別符号の取得	事前	令和5年5月システム改修に伴うもの。
令和5年5月1日	I 1 ③システムの名称	生活保護システム、中間サーバー	生活保護システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	令和5年5月システム改修に伴うもの。
令和5年5月1日	I 4 ②法令上の根拠	<p>1. 情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号及び別表第二の26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 <p>2. 情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号、第9号、並びに別表第二の9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条及び第55条 	<p>1. 情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号及び別表第二の26の項 番号法第19条第5号 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 <p>2. 情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号、第9号、第14条第2号並びに別表第二の9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条及び第55条 	事前	令和5年5月システム改修に伴うもの。
令和5年9月20日	I-5-① 部署	福祉部生活福祉課	健康福祉部生活福祉課	事後	
令和5年9月20日	I-7 請求書	福祉部生活福祉課	健康福祉部生活福祉課	事後	
令和5年9月20日	I-7 連絡先	福祉部生活福祉課	健康福祉部生活福祉課	事後	